

平成26年 No.12

○東京学芸大学大学史資料室規程の一部を改正する規程

改正理由

大学史資料室に専門研究員を配置するため及び運営委員会における代理出席を認めるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 3 月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学史資料室規程の一部を改正する規程を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 3 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第11号

東京学芸大学大学史資料室規程の一部を改正する規程を改正する規程

東京学芸大学大学史資料室規程（平成24年規程第18号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学史資料室規程の一部改正について

改正理由：大学史資料室に専門研究員を配置するため及び運営委員会における代理出席を認めるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省 略] (室員) 第4条 資料室は、次に掲げる室員で組織する。 (1) 附属図書館長 (2) 学長が委嘱する教員 (3) 専門研究員 (4) 大学史資料室事務室長（以下[事務室長]という。） (5) 大学史資料室事務室員 <u>2 前項第3号に定める専門研究員の選考は、第6条で定める運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。</u> [省 略] (審議事項) 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 資料室の運営の基本方針に関すること。 (2) 資料室の予算に関すること。 (3) 専門研究員の候補者の推薦に関すること。 <u>(4) その他資料室の管理運営に関すること。</u> [省 略] (会議) 第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。<u>ただし、第8条第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u> [省 略] (組織) 第14条 室員会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 室長 (2) 第4条第1項第2号及び<u>第3号</u>の室員 (3) 事務室長 [省 略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 26年3月27日から施行する。</u>	[省 略] (室員) 第4条 資料室は、次に掲げる室員で組織する。 (1) 附属図書館長 (2) 学長が委嘱する教員 (3) 大学史資料室事務室長（以下[事務室長]という。） <u>(4) 大学史資料室事務室員</u> [省 略] (審議事項) 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 資料室の運営の基本方針に関すること。 (2) 資料室の予算に関すること。 <u>(3) その他資料室の管理運営に関すること。</u> [省 略] (会議) 第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 [省 略] (組織) 第14条 室員会議は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 室長 (2) 第4条第1項第2号の室員 (3) 事務室長 [省 略]